

## 緊急雇用創出事業実施要領

### 第1 趣旨

東日本大震災からの復興事業の進捗状況等に鑑み、岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）に緊急雇用創出事業臨時特例交付金（以下「交付金」という。）を交付・造成する基金を活用し、東日本大震災により被災した地域に所在する事業所における雇用確保を支援する事業及び原子力災害の発生に伴い避難・離職を余儀なくされた者等の安定的な雇用への移行を支援する事業（以下「基金事業」という。）を実施し、東日本大震災からの復興や避難生活を余儀なくされた者の生活の安定を図ることとする。

### 第2 事業主体

基金事業の事業主体は、被災三県とする。

### 第3 基金事業の内容

基金事業は、交付金により被災三県において造成された基金を活用して、次の1から4の事業を行うものとする。

なお、基金事業には、基金事業の周知・広報、基金の運営及び管理に係る事業を含むものとする。

#### 1 事業復興型雇用確保事業

東日本大震災により被災した岩手県（洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市に限る。）、宮城県（気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区、若林区及び太白区に限る。）、名取市、岩沼市、亘理町及び山元町に限る。）及び福島県の災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用地域（以下「被災三地域」という。）に所在する事業所における雇用確保を支援するため、東日本大震災からの復興に資する産業政策と一体となった雇用面からの支援として、岩手県、宮城県及び福島県内の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者又は当該地域に居住していた求職者（以下「被災三県求職者」という。）等を雇い入れる中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所又はこれに準ずる事業所（以下「中小企業者に該当する事業所等」という。）に対して助成金を支給する。

なお、事業復興型雇用確保事業の実施については、本要領のほか、別紙「事業復興型雇用確保事業実施要領」（以下「復興事業要領」という。）の定めるところによる。

#### 2 原子力災害対応雇用支援事業

原子力災害の発生に伴い福島県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた者であって、雇用された日から過

去1年間に原子力災害対応雇用支援事業以外の就業実績がない求職者（以下「福島県被災求職者」という。）の安定的な雇用への移行を支援するため、下記第5により、民間企業や特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等（以下「民間企業等」という。）に委託して、短期の雇用・就業機会を創出・提供した上で、次の安定雇用に資する地域のニーズに応じた人材育成を行う。

- 3 上記1及び2に附帯する事業
- 4 その他厚生労働大臣が定める事業

#### 第4 基金事業の運営

##### 1 基金の造成

基金は、「平成23年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」、「平成25年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」、「平成27年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」、「平成28年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金（基金事業分）交付要綱」、「平成29年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金（基金事業分）交付要綱」及び「平成30年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金（基金事業分）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、国からの交付金を受けて造成するものとする。

##### 2 基金の運用方法

基金の運用については、次の(1)から(3)の方法によるものとする。

- (1) 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- (2) 金融機関への預金
- (3) 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

##### 3 基金の果実

基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基金に繰り入れることなく、上記第3に掲げる基金事業に要する経費に充てることができるものとする。

##### 4 基金の取崩しの制限

基金（上記3により繰り入れられた果実を含む。）は、上記第3に掲げる基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

##### 5 基金の残額の取扱い

被災三県は、基金事業の終了時において、基金に残額がある場合は別に定める手続に従い、これを国に納付するものとする。

##### 6 基金事業の事業計画等

- (1) 被災三県は、各事業年度の開始前に緊急雇用創出事業計画書（別紙様式第1号）を作成し、岩手労働局、宮城労働局及び福島労働局（以下「労働局」という。）を経由して厚生労働大臣に提出し、その確認を受けるとともに、これを公表するものとする。
- (2) 被災三県は、前項の計画を変更しようとする場合には、あらかじめ緊急雇用創出事業計画変更書（別紙様式第2号）を作成し、労働局を経由して厚生労働大臣に提出し、その確認を受けるとともに、これを公表するものとする。
- (3) 被災三県は、基金造成時以降上下半期ごと（9、3月末）に、当該上半期に終了した基金事業について、緊急雇用創出事業実績報告書（別紙様式第

3号)を作成し、当該上下半期の末月の翌月20日(ただし、毎年度下半期にあつては出納整理期間末日が含まれる月の翌月20日。)までに、労働局を經由して厚生労働大臣に提出するとともに、これを公表するものとする。

(4) 被災三県は、上下半期ごと(9、3月末)に、基金の執行実績(別紙様式第4号)を作成し、当該上下半期の末月の翌月20日(ただし、毎年度下半期にあつては出納整理期間末日が含まれる月の翌月20日。)までに、労働局を經由して厚生労働大臣に提出するものとする。

(5) 事業計画の策定及び事業の実施に当たっては、必要に応じて、関係者の意見を聴くとともに、原子力災害対応雇用支援事業において雇用(雇用契約によらない新規の就業を含む。以下同じ。)した労働者が、当該事業における雇用・就業期間後の安定した雇用につながるよう、福島県又は原子力災害被災市町村(福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、二本松市、田村市、南相馬市、川俣町、三春町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下同じ。)が策定した人材育成計画に沿って行う技能・知識の習得のほか、公共職業安定所での再就職に向けた職業指導の活用など、事業における雇用・就業期間中から積極的な再就職支援を行うものとする。

(6) 被災三県は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、基金事業の目標、事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制を公表するものとする。

#### 7 基金事業の担当窓口の明確化等

(1) 被災三県は、基金事業に係る担当窓口を明確にし、基金事業を周知し、広報するとともに、各事業の委託や労働者の募集に関する問い合わせに対応するものとする。

(2) 被災三県は、労働局と必要な連携を図るものとする。

#### 8 基金事業の中止又は廃止

(1) 被災三県は、基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ緊急雇用創出事業中止(廃止)承認申請書(別紙様式第5号)を作成し、労働局を經由して厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

(2) 厚生労働大臣は、(1)の承認をする場合において、必要に応じて、条件を付することができるものとする。

#### 9 基金事業の事故の報告

被災三県は、基金事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに労働局を經由して厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 10 基金事業の終了等

(1) 基金事業の終了時期は、予算の範囲内において厚生労働省職業安定局地域雇用対策課(以下「地域課」という。)が定めるものとする。

(2) 厚生労働大臣は、上記(1)に定めるほか、次に掲げる場合には、基金事業について終了又は変更を命ずることができるものとする。

① 被災三県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法

施行令」という。) 、交付要綱若しくは本要領又はこれらに基づく厚生労働大臣の処分若しくは指示に違反した場合

② 被災三県が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合

③ 被災三県が、基金の運営に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

④ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(3) 厚生労働大臣は、上記(2)の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

(4) 上記(3)の期限内に基金に充当がなされない場合には、厚生労働大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

(5) 基金事業の終了前において残余额の全部又は一部について事業の見込みがないなどの事実が生じた場合は、厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に返還しなければならない。

(6) 基金事業の精算後において、事業実施者等から基金への返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

#### 11 基金事業の経理等

(1) 被災三県は、基金事業経理について、復興事業要領による事業復興型雇用確保事業、下記第5による原子力災害対応雇用支援事業及び上記第3の3による事業の運営に係る経費ごとに会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならないものとする。

また、福島県は、平成23年度第3次補正予算以降に事業復興型雇用確保事業に要する経費として交付・造成した基金と平成28年度予算以降に原子力災害対応雇用支援事業に要する経費として交付・造成した基金との間において、配分の変更をしてはならない。

(2) 被災三県は、上記(1)の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに基金事業の完了した日(上記8の(1)による基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合及び上記10の(2)による基金事業の終了を命じられた場合を含む。以下同じ。)の属する会計年度の終了後5年間、厚生労働大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならないものとする。

また、被災三県は、基金からの支出を受けた中小企業者に該当する事業所等、原子力災害被災市町村や民間企業等においても、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、基金事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、厚生労働大臣からの要求があったときは、いつでもでも閲覧に供することができるよう保存すること求めるものとする。

#### 12 基金事業の検査・検証等

(1) 厚生労働大臣は、基金事業の適正を期するため必要があるときは、被災三県に対し報告を求め、又は厚生労働省職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

- (2) 厚生労働大臣は、上記(1)の調査により、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及びこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、被災三県に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
  - (3) 厚生労働大臣は、基金事業の適正を期するため、上記(2)の事実その他基金事業の実施において不適切な事案を把握した時は、当該事実及び関係情報について当該被災三県以外の被災三県に提供することができる。
  - (4) 厚生労働大臣は、事業の実施状況及び事業効果等について検証するため、必要に応じて、被災三県に対して報告を求めることができる。
- 13 各種助成金等との併給調整
- 事業復興型雇用確保事業の対象となる事業主に対する当該事業による助成金の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの（国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

## 第5 原子力災害対応雇用支援事業

### 1 対象となる事業

次の(1)から(4)のいずれにも該当する事業であること。

- (1) 福島県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。
- (2) 建設・土木事業でないこと。
- (3) 福島県被災求職者に対して短期の雇用・就業機会を提供した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。
- (4) 真に福島県の復興に必要な原子力災害由来の事業に限定したものとする。

### 2 雇用する労働者

#### (1) 労働者の募集

雇用する労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みによるほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。

#### (2) 労働者の雇用・就業期間

雇用する労働者の雇用期間は1年以内とし、2回以上の更新を可能とするが、原子力災害対応雇用支援事業の趣旨は福島県被災求職者の一時的雇用の場の確保を確保し、人材育成を行い、次の安定的な雇用への移行を目指すことであることに鑑み、同一人について不安定な雇用を継続することのないよう、事業終了後の安定的な雇用への移行に特段の配慮をすること。

#### (3) 失業者であること等の確認

労働者を雇用する際に、雇用保険受給資格証、廃業届、履歴書、職務経歴書その他失業者であることを証明できるものの提示を求めることにより、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。

また、原子力災害対応雇用支援事業の雇用・就業期間終了までに再就職を希望する意思を有することについて本人に確認すること。

#### (4) 雇用する労働者に人材育成を行う場合の留意点

事業を受託する民間事業者等が、雇用する労働者の人材育成として、業務の遂行の過程内において行う職業訓練(OJT)については次の①から③に留意すること。

- ① 雇用する労働者の役務提供によって売上が発生する場合は、下記4の(13)による委託費により生じた収入に該当するものであること
- ② 委託先の民間事業者等がOJTと称して入札等の価格競争で有利な立場を得るためこの事業を利用することのないよう、原子力災害対応雇用支援事業の趣旨に沿った運用とすること
- ③ 原子力災害対応雇用支援事業で雇用した労働者の事業終了後の次の安定的な雇用に資するよう、福島県又は原子力災害被災市町村が策定した人材育成計画に基づき、地域における再就職に資するもの又は既に有している技能・資格等の向上を図るものとする

### 3 事業委託の対象者

事業委託の対象者は、民間企業等であって原子力災害対応雇用支援事業を的確に遂行するに足る能力を有するものとする。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体、基金事業における著しく不適切な事業実施等により国又は地方公共団体から指導を受けた団体、上記第4の12に規定する検査・検証等又は第9の4に規定する調査等に対する虚偽の報告等を行った団体、法人格が形骸化しているなど法人格が否認される団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

なお、事業委託の対象者の選定に当たっては、原子力災害対応雇用支援事業で雇用された労働者の安定した雇用に繋がるか否かとの観点を重視し、必要に応じて事業終了後の雇用計画や就業支援計画などの提出を求めるなどにより、慎重に審査するものとする。

### 4 委託契約等

福島県における原子力災害対応雇用支援事業に係る委託契約の際には、福島県の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続によるものとし、福島県の財務規則等に基づき、契約するものとする。

また、基金事業について請負契約を締結し、請負先を一般競争入札又は指名競争入札により決定する場合は、低入札価格制度、最低制限価格制度を適宜利用するものとする。

なお、委託契約等には、福島県において規定する事項のほか、次の(1)から(14)の事項を含めなければならないものとする。

- (1) 原子力災害対応雇用支援事業の予定期間及び終了予定期日
- (2) 予定される事業費及び人件費
- (3) 原子力災害対応雇用支援事業に従事する予定の全労働者数及びそのうち雇用する予定の失業者の数
- (4) 原子力災害対応雇用支援事業で雇用する予定の労働者の雇用・就業期間
- (5) 原子力災害対応雇用支援事業で雇用する予定の労働者の募集方法
- (6) 受託者は、労働者を雇用する際に、上記1の(3)の確認を行うこと。
- (7) 受託者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、原価（当該調達品の製

造原価など)をもって対象経費とすること。

- (8) 受託者は、委託事業に係る収入・支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに委託事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、要求があったときはいつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならないこと。
- (9) 受託者は、委託者が受託者(雇用する労働者を含む)に対して実施する実施状況調査等について、委託者の依頼に基づき協力しなければならないこと。  
なお、事業終了後も同様とする。
- (10) 委託者は、受託者が事業の実施に当たり上記1に反した場合には、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。  
また、委託者は、受託者が上記3のただし書きに挙げた団体がその事実を偽り契約に至った場合、委託契約を解除し、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。
- (11) 委託者は、受託者の事業遂行状況及び委託費の使途・経理等に問題がないか、定期的に事業場に立ち入るなどして点検・確認するものであること。
- (12) 事業が終了した場合は、上記(1)から(5)までの事項を内容に含む実績報告を作成し、福島県に提出しなければならないこと。
- (13) 上記(12)により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるとき(受託者の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社が委託費により発生した収入を得ていた場合も含む。)は、委託者は受託者に対し、返還を命じなければならないこと。
- (14) 受託者は、雇用された労働者に対する人材育成及び再就職に関して次の①及び②の事項を行うものであること。
  - ① 受託者は、雇用された労働者について、雇用後速やかに公共職業安定所への求職登録を行わせること。
  - ② 受託者は、雇用された労働者に対してその雇用・就業期間中から人材育成及び再就職支援を行うものとし、その進捗や支援の状況について、委託者に対し書面により定期的(雇用・就業期間が6か月超の者は四半期に1回以上、6か月以下の者は2か月に1回以上)に報告すること。

## 第6 事業の上積み

被災三県は、基金事業を実施するとともに、併せて、自らの財源により、基金事業の上積みができるものとする。

## 第7 市町村補助事業

被災三県は、被災三地域又は原子力災害被災市町村が基金事業を実施する場合において、基金を財源として当該市町村に補助金(補助率10/10を上限。)を交付することができるものとし、交付する場合は、第4の12、第5、第6及び復興事業要領に掲げる条件を付さなければならないものとする。

この場合において、事業復興型雇用確保事業を被災三地域が実施する場合は、第4の12、第6及び復興事業要領中「厚生労働大臣」とあるのは「被災三県知

事」と、「厚生労働省職員」とあるのは「被災三県職員」と、「被災三県」とあるのは「被災三地域」と、原子力災害対応雇用支援事業を原子力災害被災市町村が実施する場合は、第4の12、第5及び第6中「厚生労働大臣」とあるのは「福島県知事」と、「厚生労働省職員」とあるのは「福島県職員」と、「被災三県」又は「福島県」とあるのは「原子力災害被災市町村」と、それぞれ読み替えるものとする。

## 第8 事業計画全体としての要件等

- 1 福島県が作成する第4の6に規定する緊急雇用創出事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書をいう。以下「事業計画書」という。）に盛り込まれた原子力災害対応雇用支援事業について、各年度の事業費に占める福島県被災求職者の雇用に向けられる人件費の割合が2分の1以上であることを要件とする。
- 2 基金事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定するものとする。
- 3 事業計画書の策定や基金事業の実施に際しては、被災三県求職者又は福島県被災求職者の現状やニーズ等も踏まえ、こうした者に対し、雇用・就業機会が提供されるよう配慮すること。  
また、特定の失業者のみを対象者とした事業や教員等公務員の退職者対策のための事業とならないようにすること。

## 第9 基金事業の実績報告等

- 1 被災三県は、基金事業が終了したとき又は基金事業を精算したときは、その日（ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間末日。）から1か月以内に緊急雇用創出事業実績報告書（別紙様式第6号）を作成し、労働局を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。
- 2 被災三県は、各基金事業の実施結果について、検証及び評価を行うこととする。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の実績報告に加えて、基金事業の各目的の達成状況を把握するために、必要に応じて、基金事業の実施状況等について、被災三県に対して報告を求めることができる。
- 4 厚生労働大臣は、第一項及び前項の報告を受けた場合には、その書類の内容を審査し、必要があるときは、被災三県に対してさらに報告を求め、又は厚生労働省職員に事業場に立ち入り、帳簿類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る基金事業が適正に行われたかどうかを調査することができるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、前項の調査により、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及びこの要領（以下「実施要領等」という。）の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、被災三県に対して適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
- 6 厚生労働大臣は、前項の命令から一定期間経過後も、実施要領等の内容に適合しない事実が解消されない場合は、当該被災三県に対して所要額の返還を求

めることができる。

## 第10 財産の取得制限等

地方公共団体が基金事業を実施する場合に必要となり取得する財産（原子力災害対応雇用支援事業の委託先が当該事業を実施する場合に取得する財産を含む。）は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものとする。

なお、50万円以上の財産の活用が事業実施に必要不可欠な場合は、原則として賃貸借契約とし、下記により対応すること。

- 1 入札の実施や複数業者からの見積書を徴する等により適正な価格をもって契約すること。
- 2 委託者と受託者の間で文書又は口頭により委託事業終了後における本件基金事業によらない事業継続の合意があったとみなされる場合は、原則として賃貸借物件の法定耐用年数を賃貸借期間として設定し契約（賃貸借期間を通じて均等払い契約とする）するべきものであり、委託事業終了以後の残債務については受託者等が引き続き負担（委託事業の中止又は委託契約の解除の場合も同様とする）すること。
- 3 基金事業による賃貸借契約終了後の所有権移転は、法定耐用年数よりも短い期間で割高の賃貸借料を支払うのみならず、上述の財産取得制限にも抵触することから、厳に慎むこと。

## 第11 その他

- 1 本要領の施行前に、都道府県に交付金を交付・造成する基金を活用して実施した事業については、なお従前の例によること。
- 2 本要領に定めるもののほか、基金事業の実施に必要な事項は、地域課が定めること。
- 3 本要領の施行日は、平成31年4月1日とすること。

## 事業復興型雇用確保事業実施要領

平成 31 年 3 月 29 日付け職発 0329 第 36 号「緊急雇用創出事業の実施について」の別添「緊急雇用創出事業実施要領」（以下「緊急雇用要領」という。）第 3 の 1 に規定する事業復興型雇用確保事業の実施については、緊急雇用要領及び緊急雇用創出事業臨時特例交付金の交付に係る要綱に定めるもののほか、本要領による。

### 1 趣旨及び内容

事業復興型雇用確保事業は、岩手県（洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市に限る。）、宮城県（気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区、若林区及び太白区に限る。）、名取市、岩沼市、亘理町及び山元町に限る。）及び福島県内の災害救助法適用地域（以下「被災三地域」という。）で安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的とする。

また、本事業は、産業政策と一体となった雇用面からの支援として、岩手県、宮城県及び福島県内の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者又は当該地域に居住していた求職者（以下「被災三県求職者」という。）の生活の安定を図り、被災三地域の復興を支えるため、被災三県求職者の雇入れに係る費用に対する助成（職業訓練・雇用管理等を含む。以下「雇入費助成」という。）及び被災三地域の人手不足に対応するため、被災三県求職者以外の者も含む求職者の雇入れに際し、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の維持・確保を達成した事業所に対し、その要した費用に対する助成（以下「住宅支援費助成」という。）を行う事業復興型雇用確保助成金（以下「助成金」という。）を支給するものである。

### 2 助成対象事業所

#### (1) 事業所に係る要件

助成金は、東日本大震災からの復興政策に関連する次の①又は②のいずれかに該当する事業であって、将来的に地域の雇用創出の中核となることが期待されるものを実施する被災三地域の事業所に対し支給するものとする。

具体的には、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当する事業所又はこれに準ずる事業所に限るものとする。ただし、平成 28 年 3 月 31 日までに次の①又は②のいずれかの事業の対象となった事業所及び福島県のいわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町又は飯舘村（以下「福島県被災 15 市町村」という。）に所在する事業所はこの限りでない。

① 平成 23 年 3 月 11 日以降に採択された東日本大震災からの復興に関する国又は地方公共団体の補助金・融資（新しい事業や地域の産業の中核となる事

業を対象とするものに限る。)又は雇用のミスマッチが生じている分野に対する産業政策による支援の対象となっている事業

- ② 上記①以外の事業で、地域の地場産業として振興を行っている産業分野であって相当数の雇用創出が期待される事業など、助成金を支給することが「産業政策と一体となった雇用支援」と認められる事業

なお、上記①の事業を実施する事業所を優先的に採択するものとし、上記②の認定は、岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）の雇用担当部局が設置する選定委員会により又は被災三県があらかじめ定める基準に基づき実施するものとする。

## (2) 支給制限

- ① 過去3年間に助成金を含む各種助成金等を不正に受給したことがある事業所及び助成対象事業である上記2の(1)の①及び②の事業において不正受給を行った事業所に対しては、支給しないこととする（不正受給を防止する観点から、被災三県において追加的に支給制限を設けることは差し支えない。）。
- ② 原則として、当該年度の前年度末までに最初の支給を受けた事業所に対しては支給しないこととする。ただし、前年度までに支給を受けたことがある事業所であっても、前年度以前における支給申請に係る最も雇入れの早い支給対象者の雇入れから2年以内に雇入れを行った労働者に係る支給申請を行う事業所については、この限りとししない。2年目及び3年目に係る支給も同様とする。

## 3 雇入費助成

### (1) 助成対象者等に係る要件

#### ① 助成対象者

被災三県求職者であって、厚生労働省職業安定局地域雇用対策課（以下「地域課」という。）が定める期間に雇入れられた者とする。ただし、短時間労働者については、雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者（週20時間以上）の場合に限り対象とする。

また、再雇用者も対象とするが、その割合は、雇入数の8割までとする。

#### ② 雇用期間

助成対象者の雇用期間は、「雇用期間の定めのない雇用」又は「1年以上の有期雇用であり、契約の更新が可能なもの」とする。

### (2) 支給額等

#### ① 支給額

支給額については、1事業所につき2,000万円を上限として、下記②の目安額を参考に、被災三県において設定する。

また、雇入費助成は3年間にわたって支給するものとし、各年の支給額は段階的に減らすものとする。

なお、助成対象となる事業所が上記2の(1)の②に該当する場合、再雇用者の支給額は減額する。

#### ② 目安額

短時間労働者以外の助成対象者1人当たりの目安額は、3年間の総額で120万円とし、1年目は60万円、2年目は40万円、3年目は20万円とする。

また、短時間労働者は、3年間の総額で60万円とし、各年の支給額（段階

的な減額)は上記短時間労働者以外の助成対象者の減額率に準ずるものとする。

なお、福島県被災15市町村に所在する事業所にあつては、短時間労働者以外の助成対象者1人当たりの目安額を3年間の総額で225万円とし、1年目は120万円、2年目は70万円、3年目は35万円とする。短時間労働者は3年間の総額で110万円とし、各年の支給額(段階的な減額)は上記短時間労働者以外の助成対象者の減額率に準ずるものとする。

### (3) 支給対象期間

支給対象期間は、上記(1)の①により地域課が定める期間に雇い入れた被災三県求職者について、当該者を雇い入れた日から起算して最大3年間とし、特段の理由がない限り、支給申請日から2ヶ月を超えて遡及して支給することはできない。

## 4 住宅支援費助成

住宅支援費助成は、地域課が定める期間において、上記2に規定する助成対象事業所(以下、同じ。)が次の(1)に規定する取組を行ったのち、次の(2)の要件を満たす求職者を雇入れ(以下、当該雇入れにより住宅支援費助成を受ける要件となる労働者を「支給要件労働者」という。)、住宅支援費助成の申請を行い、かつ次の(3)に規定する基準日において次の(4)の要件を全て満たす場合に支給する。

### (1) 住宅支援に係る要件

下記(2)の雇入れに先立って、助成対象事業所が就業規則等の明文の規程に基づき、次の①～③のいずれかの取組を行うこと。

① 助成対象事業所の労働者が居住するため、事業主が賃借する住宅(以下「借上げ社宅」という。)について、新たに賃借契約を締結すること(以下「住宅の新規借上げ」という。)又は賃借契約を変更して住宅を追加すること(以下「住宅の追加借上げ」という。)

② 就業規則等の規程を改正し、助成対象事業所で雇用される労働者に対し労働者自らが居住する住宅に係る経済的負担に対する金銭的な給付(以下「住宅手当」という。)について、新規に導入すること(以下「住宅手当の導入」という。)

③ 就業規則等の規程を改正し、住宅手当について、金額の増額又は対象者の範囲を拡大すること(以下「住宅手当の拡充」という。)

### (2) 支給要件労働者の雇入れに係る要件

地域課が定める期間において、助成対象事業所が次の①～④のいずれも満たす雇入れを行うこと。

① 地域課が定める期間に雇い入れられた求職者(被災三県求職者に限らない)であること

② 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者であること

③ 上記3の(1)の②の雇用期間を満たすこと

④ 原則として雇入れの日及び下記(3)の基準日において、借上げ社宅に居住している又は住宅手当の支給対象となっていること

### (3) 基準日

基準日は、上記(2)の支給要件労働者の雇入れ日から原則としてそれぞれ1年、

2年及び3年を経過した日（以下それぞれ「1回目支給基準日」、「2回目支給基準日」及び「3回目支給基準日」という。）とする。

(4) 雇用の維持・確保に係る要件

次の①及び②のいずれも満たすこととする。

① 受給要件労働者数に係る要件

受給要件労働者について、それぞれの基準日における数が、雇入れ日における数を下回っていないこと（ただし、事業主都合以外の理由で離職した場合は当該対象事業所における受給要件労働者数の1/2以下の範囲で補充を認める）

② 当該助成対象事業所が雇用する雇用保険被保険者数に係る要件

当該助成対象事業所における雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者の数について、それぞれの受給要件労働者の基準日における数が、受給要件労働者の雇入れ日における数を下回っていないこと。

(5) 助成対象期間

助成対象期間は、次のとおりとする。

① 住宅の新規借上げ又は住宅の追加借上げの場合

受給要件労働者のうち最も早く雇い入れた者の雇入れ日から3年間とする。

② 住宅手当の導入又は住宅手当の拡充の場合

受給要件労働者に係る手当については、それぞれの者の雇入れ日から3年間とし、受給要件労働者以外の労働者に係る手当については、受給要件労働者のうち最も早く雇い入れた者の雇入れ日から3年間とする。

(6) 助成対象経費

住宅支援費として助成の対象となる経費は、上記(5)の助成対象期間中に支出した次の経費とする。

① 住宅の新規借上げに際して締結した賃借契約に基づき支払う賃借料

② 住宅の追加借上げに際して変更した賃借契約に基づき支払う賃借料と変更前の賃借契約に基づき支払っていた賃借料との差額

③ 住宅手当の導入を行った場合は、上記(1)の②の導入に伴い改正した後の就業規則等に基づき支給した手当の額

④ 住宅手当の拡充を行った場合は、受給要件労働者については、最も早く雇い入れた者の雇入れに先立って実施した上記(1)の③の拡充に伴い改正した後の就業規則等（以下「変更後の就業規則等」という。）に基づき支給した手当の額とし、受給要件労働者以外の労働者については、変更後の就業規則等に基づき支給した手当の額と、変更前の就業規則等に基づき支給する手当の額との差額とする。

(7) 助成額

上記(6)の助成対象経費の4分の3に相当する額とする。ただし、1事業所当たり年額240万円を上限とし、3年間の総額は720万円を上限とする。

## 5 支給申請及び支給決定に係る手続

雇入費助成及び住宅支援費助成に係る標記の手続は、以下のとおりとする。

(1) 支給申請

① 申請書提出先

雇入費助成の支給を受けようとする事業主は、事業復興型雇用確保助成金

【雇入費】支給申請書（様式第1号。以下「雇入費支給申請書」という。）を被災三県へ提出する。

また、住宅支援費助成の支給を受けようとする事業主は、事業復興型雇用確保助成金【住宅支援費】支給申請書（様式第1号の2。以下「住宅支援費支給申請書」という。）を被災三県へ提出する。

支給申請期間については、それぞれの被災三県がその実情に応じて定めることとする。

## ② 代理人の取扱い

事業主は、雇入費助成又は住宅支援費助成の申請に係る事務について、代理人を選任して処理させることができる。

この場合において、代理人は、申請書等に記名押印又は自筆による署名を行うとともに、その代理する事業主の住所及び氏名（印は不要。事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名）を記すものとする。

## ③ 添付書類等

雇入費支給申請書を提出する事業主は、次のa～fの書類を添付しなければならない。

また、住宅支援費支給申請書を提出する事業主は、次のa～fに加え、次のg～kの書類を添付しなければならない。ただし、当該事業主が雇入費助成申請事業所の場合はaは不要とし、受給要件労働者が雇入費助成の助成対象者の場合はb及びcは不要とする。

（雇入費支給申請書添付書類）

- a 上記2の(1)の①又は②の事業であることが分かる書類の写し
- b 雇用契約書又は雇入通知書の写し
- c 官公署で発行した助成対象者の氏名及び生年月日を確認できる書類（住民票、運転免許証等）の写し
- d 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し又は雇用保険事業所被保険者台帳の写し

ただし、住宅支援費助成の申請の場合は、受給要件労働者の雇入れ日及び基準日における雇用保険事業所被保険者台帳の写しに限る。

- e 代理人による支給申請のときは、委任状の写し
- f その他被災三県が必要と認める書類

（住宅支援費支給申請書を提出する場合に追加すべき添付書類）

- g 事業主が住宅支援費を負担したことを証明する書類（住宅の新規借上げ又は住宅の追加借上げの場合、賃借料の支払を証明するもの。住宅手当の導入又は住宅手当の拡充の場合、当該手当の支払いを証明する賃金台帳等）の写し
- h 住宅の新規借上げ又は住宅の追加借上げを行っている場合にあつては、当該借上げ社宅に係る賃借契約書の写し
- i 住宅の新規借上げ又は住宅の追加借上げを行っている場合にあつては、借上げ社宅の提供に関する事項を定めた就業規則等の写し
- j 住宅手当の導入又は住宅手当の拡充を行っている場合にあつては、就業規則等（住宅手当に係る規定の改正内容が分かるもの）の写し
- k 受給要件労働者に係る雇入れ日から支給基準日までの出勤簿及び賃金台

帳の写し

## (2) 支給決定

### ① 支給要件の判断

上記(1)の申請書の提出を受けた被災三県においては、次の形式的要件を確認の上、当該申請書の受理を行うものとする。

- a 支給申請期間内に提出されていること
- b 所要の事項が記載されていること
- c 所要の添付書類が添付されていること

また、支給要件の判断については、原則として被災三県の雇用担当部局が、別添のチェックリストを基に、産業関連部局、労働局等と連携して、支給要件に該当するか否かの確認を行い、必要に応じて事業主からの事情聴取、実地調査、証明書類の追加徴取等を行うものとする。

併せて、上記(1)の申請書を提出した事業主が「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合は、当該事業主に個人情報保護法に則って個人情報を取り扱うよう注意喚起すること。

### ② 支給決定に係る事務処理等（申請に不備があった場合の扱いを含む）

被災三県は、上記(1)の申請書に係る支給又は不支給の決定を行う際には、それぞれの申請書の処理欄に処理事項を記入し、申請書を提出した事業主に対し、雇入費助成の場合にあつては「事業復興型雇用確保助成金【雇入費】支給決定通知書」（様式第2号）又は「事業復興型雇用確保助成金【雇入費】不支給決定通知書」（様式第2号の2）により、住宅支援費助成の場合にあつては「事業復興型雇用確保助成金【住宅支援費】支給決定通知書」（様式第2号の3）又は「事業復興型雇用確保助成金【住宅支援費】不支給決定通知書」（様式第2号の4）により、それぞれ通知するものとする。

なお、支給決定を行った後、上記(1)の申請書等の不備による振込不能等があり、被災三県が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、事業主の責に帰すべき事由により支給できなかったときは、申請が取り下げられたものとみなすものとする。

## 6 助成金に係る不正受給又は過払いへの対応

### (1) 助成金の不正受給

助成金の不正受給とは、詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為を含むことはもちろんであるが、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い、若しくは偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない助成金を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、申請書の記載誤りが故意によらない軽微なものと認められる場合にはこれに該当しない。

### (2) 不正受給が疑われる場合の対応

#### ① 調査

被災三県は、提出された申請書について審査を行い不審な点がみられる場合等に不正受給に係る調査を開始する。

調査に当たって必要となる事業主等関係者からの関係書類の提出指導、事情聴取、事業所訪問、立入検査等については、被災三県において行うことを

原則とし、これらの調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定する。

なお、既に支給した助成金について調査を行う場合も、上記と同様の対応とする。

## ② 通知

被災三県は、調査の結果、不正受給であることが判明した場合には、当該事業主に対し、次の③の返還手続を行った上で、不正受給とした日又は助成金の支給を取り消した日以後、当該事業主に対して助成金を支給しないこととする旨を「事業復興型雇用確保助成金【雇入費・住宅支援費】支給決定取消及び返還通知書」（様式第3号）により通知する。

## ③ 返還手続

被災三県は、不正受給を行った事業主には、当該事業主に対して、「事業復興型雇用確保助成金【雇入費・住宅支援費】支給決定取消及び返還通知書」（様式第3号）により、支給した助成金の全額に係る支給決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

## (3) 過払いがあった場合の対応

被災三県は、事業主に本来支給すべき助成金の額を超えて助成金の支給を行った場合は、当該事業主に対して、「事業復興型雇用確保助成金【雇入費・住宅支援費】支給決定取消及び返還通知書（一部返還）」（様式第3号の2）により、当該支給されるべき額を超えて支払われた部分の額に係る支給決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

## 7 支給台帳への記入及び書類の保管その他被災三県に留意いただくべき事項

被災三県は、支給又は不支給の決定若しくは取消しを行うごとに、「事業復興型雇用確保助成金【雇入費】支給台帳」（様式第4号）及び「事業復興型雇用確保助成金【住宅支援費】支給台帳」（様式第4号の2）の所要事項を記入するとともに、申請書その他関係書類を、当該支給又は不支給の決定日の属する年度の終了後5年間保管するほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 助成金を受給するため、労働者を解雇又は雇止めし、新たに又は再雇用で雇用するといった事態が生じないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 雇入費助成の支給方法について、雇入れの事実が確認された後であれば、被災三県の判断で概算払いを可能とするが、雇用が継続されていることを確認するため、1年ごとに精算するとともに、不正受給が生じないよう適切な対応を行うこと。
- (3) 本事業の実施主体は原則として被災三県とする。ただし、緊急雇用創出要領第7の市町村補助事業の規定により、本事業を被災三地域に対する補助事業として実施する場合は、上記2～7の「被災三県」とあるのは「被災三地域」と読み替えて実施するものとする。
- (4) 上記5～7の様式及び5の(2)のチェックリストについて、被災三県の実情に応じて、変更することは可能とする。ただし、上記7の様式に記載されている事項については、必ず盛り込むこととする。

## 8 その他

- (1) 本要領の施行前に、都道府県に緊急雇用創出事業臨時特例交付金を交付・造成する基金を活用して実施した事業復興型雇用確保事業については、なお従前

の例によること。

- (2) 本要領に定めるもののほか、事業復興型雇用確保事業の実施に必要な事項は、地域課が定めること。
- (3) 本要領の施行日は、平成 31 年 4 月 1 日とすること。